

計画等の案の概要

名称	第3次静岡県犯罪被害者等支援推進計画												
公表するもの	第3次静岡県犯罪被害者等支援推進計画（案）												
県民意見の募集	有 無	有の場合は その募集期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月16日（金）										
担当課等名	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課くらし安全班 電話番号 054-221-3714												
総合計画における位置づけ	1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進 (1) 防犯まちづくりの推進												
審議会等の名称	静岡県犯罪被害者等支援有識者会議												
1 趣旨	<p>「静岡県犯罪被害者等支援条例」第8条に基づき、犯罪被害者等支援に関する推進計画を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を推進している。</p> <p>今回、犯罪被害者等支援の現状を踏まえ、引き続き、犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、「第3次静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定する。</p>												
2 骨子	<p>(1) 基本理念 ①尊厳を尊重した支援、②理解と配慮、③途切れのない支援、④連携による支援</p> <p>(2) 目指す姿 犯罪被害者等支援に携わる全ての機関が連携した途切れのない支援することで「誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を目指します。</p> <p>(3) 計画期間 令和8年度（2026年度）から13年度（2031年度）までの6年間</p> <p>(4) 計画の構成</p> <table border="1"> <tr> <td>第1章 推進計画の策定にあたって</td><td>1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間</td></tr> <tr> <td>第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状と課題</td><td>1 犯罪・交通事故の状況 2 各相談・支援機関への相談状況 3 犯罪被害者等を取り巻く状況 4 犯罪被害者等支援における課題</td></tr> <tr> <td>第3章 基本理念・目指す姿</td><td>1 基本理念 2 目指す姿</td></tr> <tr> <td>第4章 推進体制</td><td>1 県全体の推進体制 2 庁内の推進体制</td></tr> <tr> <td>第5章 具体的施策</td><td>1 相談・支援体制の整備 2 精神的・身体的被害からの回復支援 3 生活再建に向けた支援 4 県民の理解の増進</td></tr> </table>			第1章 推進計画の策定にあたって	1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間	第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状と課題	1 犯罪・交通事故の状況 2 各相談・支援機関への相談状況 3 犯罪被害者等を取り巻く状況 4 犯罪被害者等支援における課題	第3章 基本理念・目指す姿	1 基本理念 2 目指す姿	第4章 推進体制	1 県全体の推進体制 2 庁内の推進体制	第5章 具体的施策	1 相談・支援体制の整備 2 精神的・身体的被害からの回復支援 3 生活再建に向けた支援 4 県民の理解の増進
第1章 推進計画の策定にあたって	1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間												
第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状と課題	1 犯罪・交通事故の状況 2 各相談・支援機関への相談状況 3 犯罪被害者等を取り巻く状況 4 犯罪被害者等支援における課題												
第3章 基本理念・目指す姿	1 基本理念 2 目指す姿												
第4章 推進体制	1 県全体の推進体制 2 庁内の推進体制												
第5章 具体的施策	1 相談・支援体制の整備 2 精神的・身体的被害からの回復支援 3 生活再建に向けた支援 4 県民の理解の増進												